パートナープログラム契約書

（Encore-X 記事掲載及び成果報酬に関する契約）

株式会社アンティーク（以下「甲」という。）と、［乙の法人名又は屋号］（以下「乙」という。）は、甲が運営するウェブサイト「Encore-X」への記事の掲載及びこれに伴う成果報酬の支払に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、乙が制作した記事を甲が運営するウェブサイトに掲載し、当該記事を経由して甲のサービスの成約に至った場合に、甲が乙に対して成果報酬を支払うことについて、その条件及び甲乙の権利義務を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

本契約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「本サイト」とは、甲が運営するウェブサイト「Encore-X」をいう。

(2) 「本記事」とは、乙が本契約に基づき制作し、甲に提供する旅行等に関する記事（文章、写真、動画その他一切の素材を含む。）をいう。

(3) 「本サービス」とは、本サイトを通じて申し込まれるオーダーメイド旅行をいう。

(4) 「トラッキングタグ」とは、本サイト内の本記事のページを訪問したユーザーを識別するために甲が付与する Cookie その他の識別情報をいう。

(5) 「有効期間」とは、ユーザーが本記事のページに初めて訪問した日から起算して 90 日間をいう。

(6) 「旅行代金」とは、ユーザーが本サービスの対価として支払った金額（消費税等を含む。）をいう。

第 3 条（本記事の制作及び提供）

1. 乙は、自らの営業活動の一環として旅行及び取材を行い、本記事を制作して甲に提供する。
2. 本記事の分量、形式、納品方法その他制作に関する仕様は、甲が別途定めるところによる。
3. 乙は、本記事に虚偽の内容、誇大な表現又は第三者を誤認させる表現を含めてはならない。

第 4 条（本記事の掲載）

1. 甲は、乙から提供された本記事を、本サイトに掲載する。
2. 前項にかかわらず、甲は、本記事が甲の定める掲載基準に適合しないと判断した場合、本記事を掲載しないことができる。
3. 甲は、本記事を編集し、若しくは改変し、又は本記事の掲載位置及び掲載方法を決定することができる。
4. 甲は、本記事の内容が法令に違反し、又は第三者の権利を侵害するおそれがあると判断した場合、乙に事前に通知することなく、本記事の掲載を停止し、又は削除することができる。

5. 甲は、本サイトの保守、障害その他やむを得ない事由により、本サイトの全部又は一部を一時的に停止することができる。甲は、これにより乙に生じた損害について責任を負わない。

第５条（費用の負担）

乙が本記事の制作のために要した旅行費用、取材費その他一切の費用は、乙の負担とし、甲はこれを負担しない。

第６条（権利の帰属及び利用許諾）

1. 本記事に係る著作権は、乙に帰属する。
2. 乙は、甲に対し、本記事を、日本国内外において、複製、編集、改変、翻訳、翻案、掲載、転載、公衆送信、頒布、販売その他一切の方法により利用する権利（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含み、商用利用を含む。）を、無償かつ非独占的に許諾する。
3. 前項の許諾には、甲が第三者に対して再許諾する権利を含む。
4. 乙は、甲及び甲から再許諾を受けた第三者に対し、本記事に係る著作者人格権を行使しない。
5. 本条に基づく許諾及び前項の約束は、本契約の終了後も有効に存続する。

第７条（乙の表明保証）

乙は、甲に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1) 本記事が、第三者の著作権、肖像権、プライバシー権その他一切の権利を侵害していないこと。

(2) 本記事に掲載する写真等に第三者が写り込んでいる場合、当該第三者から必要な承諾を得ていること。

(3) 本記事が、景品表示法その他の関係法令に違反していないこと。

(4) 本記事に第三者の著作物を含む場合、甲による利用及び甲から第三者への再許諾に必要な権利処理を、乙の責任と費用負担において完了していること。

第８条（成果報酬）

1. 甲は、トラッキングタグが有効な状態のユーザーが、有効期間内に本サービスの申込みを行い、その後、当該申込みに係る旅行代金の決済が完了したことを甲が確認できた場合（以下「成果」という。）、乙に対し、当該旅行代金の 3%に相当する金額（以下「成果報酬」という。）を支払う。
2. 同一のユーザーが複数のパートナーの記事を訪問していた場合、成果は、当該ユーザーが申込みの前に最後に訪問した記事のパートナーに帰属するものとする。
3. 成果報酬の額は、消費税等を含むものとする。
4. 次の各号のいずれかに該当する取引は、成果の対象としない。成果報酬の支払後にこれに該当することが判明した場合、乙は、甲の請求に従い、当該成果報酬を返還する。

(1) 申込みの取消し、キャンセル又はクーリング・オフがなされたもの

(2) 虚偽の情報による申込み、その他不正な申込みと甲が判断したもの

(3) 乙、乙の役員又は従業員による申込み

(4)　乙（法人の場合はその役員）の配偶者及び同居の親族による申込み

(5)　旅行代金の全部又は一部が返金されたもの（一部返金の場合は、返金額に相当する部分に限る。）

第 9 条（成果の判定）

1. 成果の有無及び成果報酬の金額は、甲が保有する記録に基づき、甲が判定する。
2. ユーザーのブラウザ設定、通信環境その他甲の責めに帰さない事由によりトラッキングタグが正常に機能しなかった場合、甲は成果を認定する義務を負わない。
3. 乙は、甲の判定に疑義がある場合、次条の通知を受けた日から 5 営業日以内に、書面又は電子メールにより甲に申し出ることができる。この期間内に申出がない場合、乙は当該判定を承認したものとみなす。

第 10 条（成果報酬の支払）

1. 甲は、毎月末日を締日として、当月に確定した成果報酬の金額を、翌月 3 営業日目までに乙に通知する。
2. 甲は、前項の成果報酬を、翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第 11 条（禁止事項）

乙は、本契約に関し、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1)　自ら又は第三者をして、成果を不正に発生させ、又は発生させようとする行為

(2)　甲又は甲の関係者であると誤認させる方法で、甲の名称、商標又は本サイトの名称を使用する行為（本記事を紹介するための使用を除く。）

(3)　本サービスの内容、価格等について、甲が提供していない情報を第三者に告げる行為

(4)　甲又は第三者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

(5)　法令又は公序良俗に違反する行為

第 12 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならず、本契約の目的以外に使用してはならない。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

(1)　開示を受けた時点で既に公知であったもの

(2)　開示を受けた後、自己の責めによらず公知となったもの

(3)　開示を受けた時点で既に自ら保有していたもの

(4)　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したもの

3. 本条の規定は、本契約終了後も 3 年間効力を有する。

第 13 条（個人情報の取扱い）

甲は、成果の判定のために取得したユーザーの個人情報を乙に開示しない。乙が本記事の制作その他本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守する。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
3. 前項により本契約を解除した当事者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第 15 条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 1年間とする。ただし、期間満了日の 1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による終了の申出がない場合、本契約は同一条件でさらに 1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 16 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正しないとき
 (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立てがあったとき
 (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき
 (4) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 (5) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 甲及び乙は、前項にかかわらず、1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。
3. 乙が第 11 条第 1 号に違反した場合、甲は、当該違反に関係する成果報酬を支払わないことができ、既に支払った成果報酬については、乙はその返還に応じる。

第 17 条（契約終了後の取扱い）

1. 本契約が終了した場合であっても、甲は、第 6 条に基づき、本記事の掲載及び利用を継続することができる。
2. 本契約終了前に発生した成果に係る成果報酬は、本契約終了後であっても、第 10 条に従い支払う。ただし、前条第 3 項に該当する場合を除く。

第 18 条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた通常かつ直接の損害を賠償する。
2. 乙が第 7 条の表明保証に違反し、甲が第三者から請求を受けた場合、乙は自己の責任と費用でこれを解決し、甲に生じた損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する。
3. 甲が乙に対して負う損害賠償の額は、故意又は重過失による場合を除き、損害発生の直近 12 か月間に甲が乙に支払った成果報酬の総額を上限とする。

第 19 条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第 20 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲乙間に生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 21 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

本契約の成立を証するため、本書を電磁的記録により作成し、甲乙双方が電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管する。書面により締結する場合は、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年　　月　　日

甲

大阪府大阪市西区北堀江 1-6-11
株式会社アンティーク
代表取締役　近藤 淳仁　　印

乙

［住所］
［法人名又は屋号］
［役職］　　［氏名］　　印